

学校における児童虐待対応のポイント

文部科学省

初等中等教育局児童生徒課

生徒指導調査官・児童虐待防止対策専門官

岡部 陽一



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 児童虐待防止に向けた学校・教職員の役割
- 2 早期発見・早期対応に向けて
- 3 通告の判断に当たって
- 4 通告する場合
- 5 通告後の対応
- 6 要保護児童対策地域協議会（要対協）
- 7 個人情報保護との関係
- 8 虐待を受けた子供への関わり

児童虐待防止法が規定する学校等の役割

- ①学校・教育委員会、学校の教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない。
【第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に通告しなければならない。【第6条】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関に協力するよう努めなければならない。【第5条第2項】
- ④子供等への虐待防止のための教育に努めなければならない。
【第5条第5項】

早期発見・早期対応へ向けて

発生予防等

- 子供や保護者への相談窓口の周知、相談対応
- 児童虐待未然防止のための教育、啓発活動
- 研修の実施、充実



早期発見

- 日常の観察による子供、保護者、家庭状況の把握
- 健康診断、水泳指導
- 教育相談、アンケートなど

- 本人（子供、保護者）からの訴え
- 前在籍校・学校医や学校歯科医・他の保護者
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室等



直ちに管理職へ報告・相談



チームとしての対応、早期対応（情報収集・共有、対応検討）

通告の判断に当たって

- ① 確証がなくても通告すること
(誤りであったとしても責任は問われない)
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

通告する場合

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、**身体的虐待**が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わる**ネグレクト**（栄養失調、医療放棄など）が疑われる場合
- ③**性的虐待**が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合
（子供自身が保護・救済を求めている場合）

①～④に該当
通告

該当しない
通告

①～③に該当
その他生命・身体への危険
通報

児童相談所

市町村
(虐待対応担当課)

警察

**通告等後は
すみやかに
教育委員会
等設置者に
連絡**

通告後の対応

① 児童相談所の安全確認・情報収集への協力

- ・いわゆる「48時間ルール」の存在

② 一時保護時の対応

- ・児童相談所や一時保護所等と連携した学習機会の充実

③ 一時保護解除後の対応

- ・見守り、関係機関との連携
- ・長期欠席した場合、関係機関と情報共有

要保護児童対策地域協議会（要対協）

① 要対協の位置づけ・構成

- ・ 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するための枠組み。
【児童福祉法第25条の2】
- ・ 自治体児童福祉担当部局、児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育委員会、学校、警察、弁護士などがその専門性を活かし多面的な協議を行う。
- ・ 「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース会議」の三層構造

②要対協と守秘義務

- ・ 要対協において資料・情報の提供、説明等を行う場合、守秘義務違反に当たらない。
- ・ 要対協のメンバーには守秘義務が課されており、学校が提供した情報・事実が保護者をはじめ対外的に伝わるおそれはない。

③要対協への情報提供

- ・ 虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている子供について、市町村や児童相談所からの求めに応じ、概ね1か月に1回程度、出欠状況等の情報提供。
- ・ 引き続き7日欠席した場合、定期的な情報提供の期日を待つことなく速やかに市町村や児童相談所に情報提供（理由の如何にかかわらず）。

個人情報保護との関係

○学校等は、保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあった場合、保護者に伝えないこととし、児童相談所と連携して対応

○学校において作成・取得した記録について保護者が子供に代わって開示請求をしてきたとしても、開示することによって子供の生命・身体に危険が及ぶおそれがある等の場合は、不開示とすることも検討

○虐待に関する個人情報については、本人や保護者の同意を得ずに転校・進学先の学校に提供できる

虐待を受けた子供への関わり

- ① 安心感・安全感が感じられる、受容的な学校・教室づくりに努める。
- ② 感情を思い通りに表現することができないことが多いことから、**周囲に許容される方法を身に付けるように支援**する。
- ③ 自分の行為とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあるため、**社会的な行動のスキルを獲得できるよう支援**する。
- ④ 「自分や価値のない子だ」という自己イメージや「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの**間違っただイメージを取り除いていくため、認め、励ましていく。**

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

(令和元年5月9日(令和2年6月改訂) 文部科学省)

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」

(令和2年1月23日 文部科学省)



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm